

地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の設立に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

## 佐賀県規則第六号

地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の設立に伴う関係規則の整理に関する規則

(児童手当システムによる児童手当支給事務等の処理に関する規則等の一部改正)

**第一条** 次に掲げる規則の規定中「(県立病院好生館を除く。)」を削る。

一 児童手当システムによる児童手当支給事務等の処理に関する規則(平成十九年佐賀県規則第五十四号)第二条第一項の表

二 電子計算組織による給与支給事務等処理規則(昭和四十八年佐賀県規則第二十八号)第二条の表

(佐賀県立病院好生館規則等の廃止)

**第二条** 次に掲げる規則は、廃止する。

一 佐賀県立病院好生館規則(昭和三十六年佐賀県規則第三号)

二 佐賀県立病院好生館財務規則(昭和三十八年佐賀県規則第二十六号)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の成立の日から施行する。

(佐賀県立病院好生館財務規則の廃止に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに第二条の規定による廃止前の佐賀県立病院好生館財務規則(以下「旧規則」という。)の規

定により発行された納入通知書又は納付書は、施行日以後においては、地方  
独立行政法人佐賀県立病院好生館が定める旧規則に相当する規程により発行  
された請求書とみなす。